

○消防救急無線デジタル化談合の経過

- ① 平成24年6月27日に富士通高知支店と383,743,500円で契約し、富士通ゼネラル製の無線機器を購入整備した。
- ② 公正取引委員会は、平成29年2月2日に全国の消防が発注したデジタル無線で談合が行われていたとして5社(富士通ゼネラル、日本電気、日立国際、沖電気、日本無線)に排除措置命令を、4社(富士通ゼネラル、日本電気、沖電気、日本無線)に課徴金納付命令を行った。
- ③ 平成29年2月20日に本市が平成24年5月16日に行ったデジタル無線の入札(①の契約)が②の談合に含まれることが判明した。
* 富士通ゼネラルは、平成29年8月1日に排除措置命令及び課徴金納付命令を不服として取消訴訟を提起した。(現在係争中)
- ④ 総務省消防庁をはじめ同様の契約で整備した消防本部等と情報共有を図るとともに、弁護士等と協議を重ねてきた。



○損害賠償請求の経過

令和2年1月28日 談合関係6社への損害賠償請求



令和2年2月28日 損害賠償支払期限



○対応方針

富士通、富士通ゼネラルの2社を「受注調整による不法行為」で提訴する。

○損害賠償額

約90,000千円 (383,700千円×23%)

本市落札率	98.4%
談合がなかった場合の想定落札率	75.4%
差	23%

○提訴する場合のスケジュール(予定)

年月	令和2年5月	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月～
内容	○弁護士との調査契約 ○調査報告書(案)受取り	○議会提案承認 ○調査報告書(案)修正	○弁護士訴訟契約 ○訴訟準備 ◎提訴	裁判開始